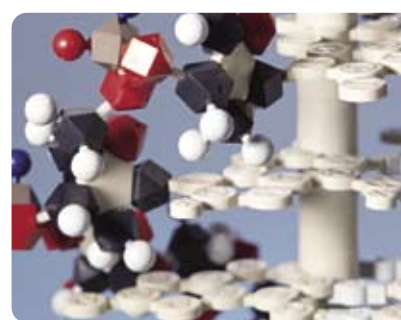


# 知的財産ポリシー

Intellectual Property Policy

「KAST」は、(財)神奈川科学技術アカデミーの登録商標(第5088038号)です。





# 知的財産ポリシー

Intellectual Property Policy

平成19年8月29日 規程第3号

このポリシーは、

財団法人神奈川科学技術アカデミー（以下「財団」という。）における、研究・試験の成果に係る知的財産の取扱いに関する基本的考え方と取扱いの指針を示すものです。

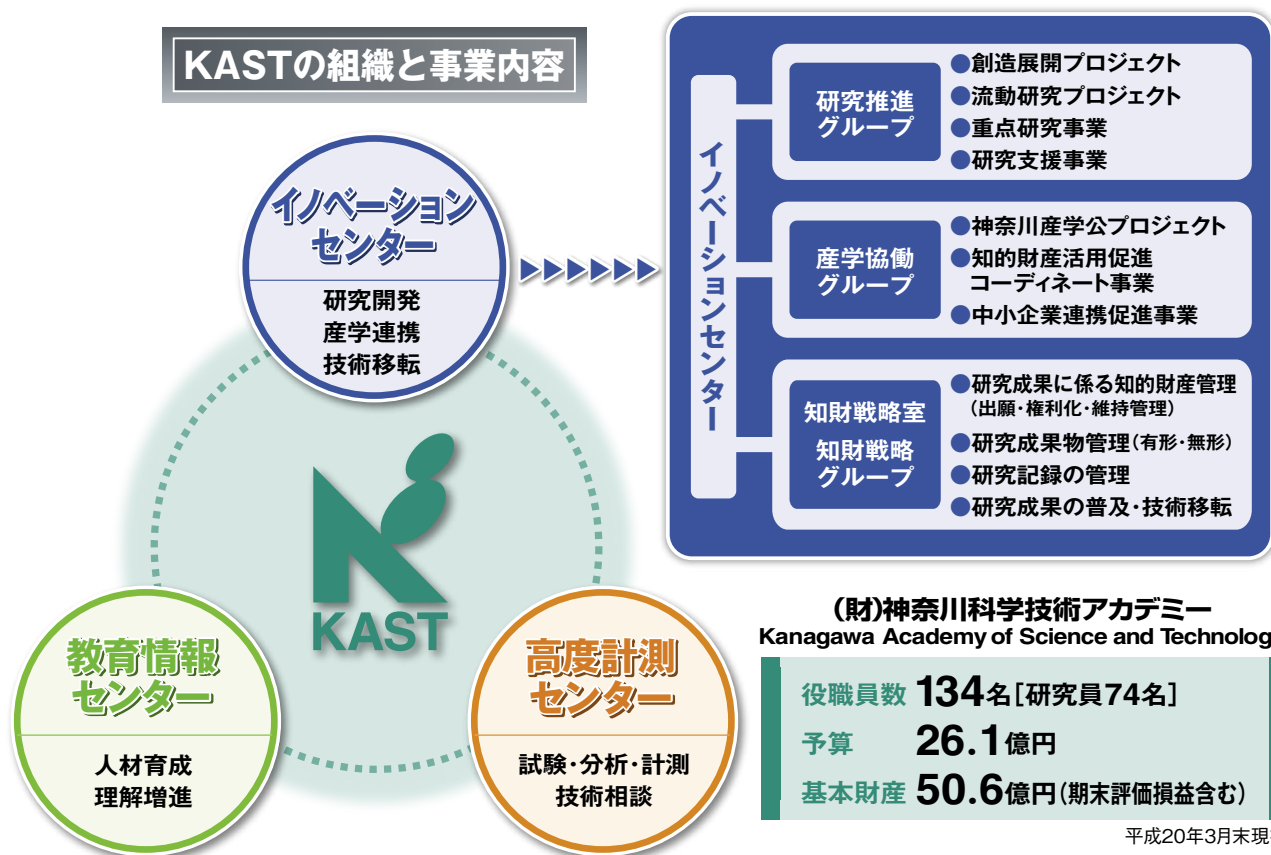
## 基本的考え方

### 1 財団の目的等

財団は、先端的な科学技術分野、中小企業のための工業技術分野等における研究の推進、研究成果の育成、技術移転、人材の育成、学術文化の振興、試験計測等を産学公の連携のもとに行い、神奈川県における科学技術の振興と産業基盤技術の強化を図り、もって産業の発展及び生活の質的向上に寄与することを目的としております（「財団寄付行為」より）。

また、最近「科学技術振興と産業技術基盤の強化による地域経済の活性化と県民生活の質的向上」に重点を置き、この目的を達成するために、産学公連携による、①新しい「知」の創造と活用、②地域社会・生活への貢献、③地域社会との連携、人材育成、④地域産業力の強化を基本方向としております（平成19年度～23年度「財団中期運営計画」より）。

### KASTの組織と事業内容



## 2 知的財産の取扱いに関する基本的考え方

これらの財団の目的等を達成するためには、知的財産こそが財団の研究成果を社会に還元し得るシーズそのものであることから、これらを適切に保全した知的財産をそのための必須のツールと位置づけ、知的財産を基軸にした事業運営を重視する見地より、財団における研究・試験の成果に係る知的財産の取扱いに関する考え方を以下に示します。

### 1. 財団の知的財産関連活動と産学公連携の推進

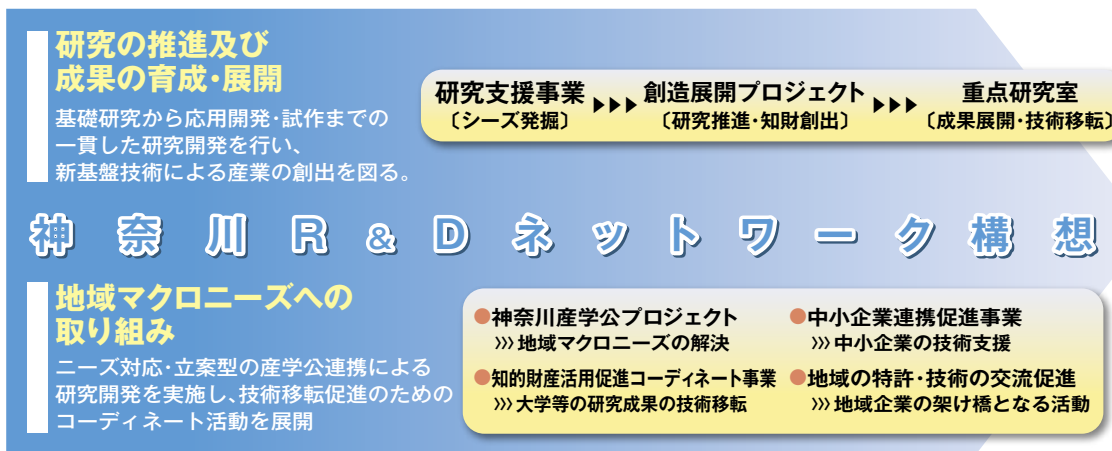
財団は、以下の活動を実施しております。

- i) **「知的財産を創生する活動」**：県独自の創造展開研究・重点研究、企業・大学等との共同研究、国・企業等からの受託研究等の各事業
  - ii) **「知的財産の創生・展開を支援する活動」**：地域の大学・中小企業等への委託研究等の事業
  - iii) **「知的財産の活用とこれを支援・促進する活動」**：財団・県所有の知的財産の技術移転を通じた活用等、地域における知的財産に関する流通促進、相談、情報支援等の各事業
- このような知的財産に関する総合的な活動を通じて、神奈川

県を中心とする地域における産学公の連携を促進し、もって地域の機関同士による相乗効果を発揮させ、より一層価値の高い知的財産の創生や知的財産の円滑な活用等を目指すことにより、研究開発力や産業基盤技術力等の強化を通じて地域産業力の強化を図ります。これと並行して、地域の中小企業等に対して知的財産に関する各種の支援を行うことにより、地域における研究開発力や産業基盤技術力等の個別のかつ総合的な強化に貢献します。

また、財団がこれらの活動を実施するに当たり、個々の事業の目的と特性、財団を取り巻く社会環境に配慮しながら、財団の経営戦略、研究開発戦略、知財戦略が三位一体となった活動を行うことにより、各事業の一層効果的な進展と知的財産の更なる質の向上を図ってまいります。

これらの活動により創生された知的財産を基軸として、知的財産の個々の性質を踏まえて、財団独自に或いは地域の大学・企業等と協働しながら、国等による競争的研究資金等の獲得に努め、さらに研究成果の育成・展開を行い、社会に役立つ応用的・包括的で強固な知的財産群の構築を図ってまいります。



**地域経済の活性化、  
生活の質の向上に貢献**

### 2. 知的財産の管理と活用

これらの活動により創生される知的財産については、その中から有用で質の高い(価値の高い)ものを選抜の上、その権利化と維持管理を適切に行いますが、出願後の各段階においても鋭意選抜を行います。その判断においては、先行技術調査を通じた特許性等の登録可能性や、財団における研究事業展開、企業等への技術移転・実用化を含めた社会への普及等を考慮した上の活用可能性を十分に検討します。その結果保有することとなった知的財産については、県内をはじめとする企業等に技術移転をすることにより、研究成果の実用化と地域・社会への普及を目指します。さらに、財団の研究者等が神奈川県を中心にベンチャー起業等により新産業を起こすときは、知的財産面からの強い支援を行います。

また、財団は、上記したような産学公連携による産業界との協働活動や、知的財産の創生から保全、活用までの一貫した実践的活動等を通じて、産業への応用や知的財産のセンスに溢れる研究人材を育成し、社会に貢献することを目指します。

そのほか、財団は学術文化の振興に貢献するため、研究成果に関する知的財産の保全を適切に行った後、研究者が財団内の適正な手続を経た上で、早期に学術雑誌、学術集会等に自らの研究成果を発表することを認め、これにより科学技術の振興と研究成果の広報・普及を図ってまいります。

#### ■ 論文発表と特許出願 (平成20年3月末現在)

論文等掲載	2,159件(うち英文1,450件)
特許出願	国内 785件 国外 83件

#### ■ 技術移転等 (平成20年3月末現在)

企業等との共同研究	201件(101社・19大学・5公設試・3独法他)
実施許諾対象特許	201件(うち実施許諾契約件数55件)
ベンチャー企業設立	9件
外部から獲得した研究資金	44億円
研究員の転出	193名(大学97・研究機関46・企業50)

# 知的財産ポリシー

Intellectual Property Policy

平成19年8月29日 規程第3号

## KASTの知財マネジメントに関するルール・戦略・組織体制及び主な業務

### 知的財産ポリシー

1. 財団の知的財産関連活動毎の趣旨説明及び知財の帰属・取扱方針の公表
2. 地域の企業、大学、研究機関等との産学公活動の推進、地域TLO機能の発揮
3. 中小企業等支援、地域産業の発展に貢献
4. 発明者ベンチャー等新事業の知財面での支援
5. 共有知財の取扱方針の公表(独占・非独占)

#### 知的財産取扱規程

- ① 機関帰属、実施補償25%
  - ② 対象とする知財の明確化
  - ③ 地域大学等の発明者からも承継可能
- 産業財産、プログラム等著作物、  
新品種、回路配置、ノウハウ

#### 研究成果物取扱規程

成果情報等、研究試料等

- ① 研究成果物の定義、管理
- ② 機関帰属、提供補償(情報)25%
- ③ 外部間との授受/外部公表の許可制
- ④ 研究記録(ラボノート)の管理
- ⑤ 一般著作物の取扱い明示

#### 知財戦略/運用

##### よりよい知財の創出

- ・知財に明るい研究者の育成
- ・特許セミナー、知財ミーティングの開催
- ・発明の早期把握、早期届出
- ・先行技術調査の徹底
- ・出願時の特許性、事業性の評価
- ・中間処理、年金納付時の見直しの徹底
- ・卓越発明制度(出願費用助成)の導入

##### 技術移転の促進

- ・企業、大学、研究機関等との共同研究の推進
- ・研究管理と技術移転のバランス管理
- ・研究成果の広報宣伝、出展活動の推進
- ・事業性等の調査、保有知財の厳選
- ・外部エージェントとの連携

##### コーディネート活動の促進

- ・県/地域大学等のTLO機能
- ・産学公のシーズの実用化支援
- ・技術移転仲介

### イノベーションセンター

センター長

研究サーチマネージャー、科学技術コーディネータ

研究顧問

知財戦略室  
室長

知財戦略グループ

- 研究成果に係る知的財産の管理・保全、普及・技術移転、補償事務等
- 研究成果物(有形・無形)の管理
- ライセンス契約等の技術契約法務
- 先行技術調査
- 研究者向け知財研修、説明会
- 地域中核機関・TLO機能

KAST情報プラザ

神奈川県知的所有権  
センター支部

- ・特許流通アドバイザー(AD)
- ・特許情報活用支援AD

- 知財流通支援・促進
- 知財情報活用支援
- かながわテクノ会  
代行検索・SDIサービス

## 知的財産の取扱いに関する指針

財団における研究・試験事業によって得られた知的財産については、これらの事業・制度ごとの趣旨又は性質を踏まえながら、その帰属、取扱い等の方針を以下に示します。

事業・制度等	研究活動の主体		知的財産の帰属(持分%)		知的財産の取扱い	備考	
	財団	外部機関	財団	外部機関			
①創造展開P・流動研究P ②重点研究事業	1.財団の研究者等による知的財産	○	—	100	0	財団規程	
	2.大学の兼業者による知的財産	○	(△)	50	50	個別協議	任意譲渡
	3.大学、企業等との共同研究による知的財産	④共同研究制度による					
	4.企業等からの受託研究による知的財産	○	—	100	0	財団規程	
				50±α	50±α	①非独占 ②独占	
	5.国等からの受託研究による知的財産	○	—	100	0	財団規程	
	6.外部機関等の研究者による知的財産	(△)	○	100	0	財団規程	任意譲受
③神奈川産学公P	1.財団の研究者等による知的財産	○	—	100	0	財団規程	
		(①創造展開P2～5に同じ)					
	2.外部機関等の研究者による知的財産	⑨委託研究制度 2.による					
④共同研究制度		○	○	50±α	50±α	①非独占 ②独占	所属発明者の持分を承継
	⑥共同研究員制度	④共同研究制度の一環として受入れ					
⑤派遣研究員制度		○	(△)	50	50	①非独占 ②独占	研究員の持分を折半
⑦研究協力員制度		○	—	100	0	財団規程	財団研究員等と同様の扱い
⑧受託研究制度		○	—	100	0	財団規程	—
			(△)	(50±α)	(50±α)	①非独占 ②独占	任意譲渡
⑨委託研究制度	1.受託者側と財団との共有	(△)	○	50±α	50±α	①非独占 ②独占	
	2.受託者側に帰属	—	○	0	100	—	通知義務
⑩研究支援事業		⑨委託研究制度 2.による			KAST無償実施技術移転協力		
⑪知的財産活用促進コーディネート事業		⑨委託研究制度 2.による			財団の仲介		
		(△)	○	(50±α)	(50±α)	財団ライセンス担当	任意譲受
⑫中小企業連携促進事業		—	○	0	100	—	助成制度
⑬試験計測事業	1.依頼試験	—	○	0	100	—	
	2.計測受託研究	⑧受託研究制度による					
	3.計測共同研究	④共同研究制度による					
	4.開放利用	—	○	0	100	—	

# 知的財産ポリシー

Intellectual Property Policy

平成19年8月29日 規程第3号

## ①「創造展開プロジェクト(H19年度発足)」「流動研究プロジェクト」

本事業は、研究者からテーマを募集し、産学公から多様な人材の参画を得て、基礎研究から応用開発までを一貫して行う開放型のプロジェクトであり、産業あるいは社会的に重要な独創的新基盤技術を創出し、地域への展開を図ることを目的に実施します。そこで財団は、研究に必要な資源(実施場所、人件費、研究費等)を提供し、その事業を主催します。したがって、本事業の研究成果に係る知的財産の取扱いについては次の考え方によるものとします。

### 1.財団の研究者等による知的財産(財団帰属)

本事業の実施に当たり、財団が雇用する研究者等(常勤・非常勤)により創生された知的財産は、財団の職務発明等として財団に帰属する。また、財団と所定の契約等を締結して受け入れた外部の研究者・学生等についても、特段の定めのある場合を除き、これに準じて取り扱う。

### 2.大学等の兼業者による知的財産(共有可能)

本事業において、大学等の教員等が財団における非常勤の研究者として兼業を認められている場合は、大学等による貢献に配慮し、その大学等は、その非常勤研究者が創生した知的財産の一部を所有(財団と共有)することができる。また併せて、財団は、大学等の申し入れによりその持分の承認TLO等への譲渡を認めることができる(以下、大学等に帰属すべき権利の持分について同様とする。)。その共有知的財産の取扱いについては、当事者間で協議の上定めるが、その適正な保全や円滑な活用が図られるよう相互に協力するものとする。

### 3.大学、企業等との共同研究による知的財産(原則共有)

本事業の一環として、財団が大学等、公的研究機関、企業等と業務提携し、又は共同研究を行う場合は、その成果に係る知的財産は、原則として(それぞれの)発明者の持分をその者の所属団体・機関が(それぞれ)承継する。その結果、共有の知的財産が生じた場合は、これを下記「④共同研究制度」の考え方により取り扱う。

### 4.企業等からの受託研究による知的財産(原則財団帰属、但し、共有可能)

本事業の一環として、財団が企業その他の外部機関から研究・試験等の業務を受託した場合は、その成果に係る知的財産は原則として財団に帰属する。ただし、委託者の申し出により、財団と委託者双方の貢献度を踏まえて、財団はその研究成果に係る知的財産の一部を委託者に譲渡することができる。その結果、共有の知的財産が生じた場合は、これを下記「⑧受託研究制度」の考え方により取り扱う。

### 5.国等からの受託研究による知的財産(原則財団帰属)

本事業の一環として、財団が国等の競争的研究資金等による研究・試験等の業務を受託し、実施する場合は、個別の事情を踏まえ適宜修正の上、原則として委託者側の規則に従う。この場合において、国等がいわゆる日本版バイ・ドール条項の適用を認めるときは、特別な事情のある場合を除き、財団は原則としてその適用を選択して知的財産を自己に帰属させるものとする。

### 6.外部機関の研究者による知的財産(財団が承継可能)

本事業の一環として、財団の研究者と外部機関の研究者が実質的に共同して研究・試験等を行った結果、共有の知的財産が創生された場合、外部機関がその知的財産に係る権利の持分の承継を希望せず、かつ、財団が当該研究成果の展開・普及の観点からその保全が必要と認めるときは、外部機関の研究者の持分を財団が承継することができる。この場合、承継した持分は財団の規程に準じて取り扱う。

## ② 重点研究事業

本事業は、創造展開プロジェクト又は流動研究プロジェクトから生まれた優れた研究成果を、より着実に実用化に結びつけるなど地域への還元を強化するため、企業等との共同研究、国等からの受託研究を中心として実施します。そこで財団は、研究に必要な基盤(実施場所、人件費等)を提供し、その他必要な

研究費については競争的研究資金等を獲得してその事業を実施します。

したがって、その結果創生された知的財産は、基本的に上記「①創造展開プロジェクト」の考え方により取り扱います。

## ③ 地域産学公結集共同研究事業(神奈川産学公プロジェクト)

本事業においては、財団は、産業界や地域社会の抱える課題・ニーズに対しその解決を図るため、地域の大学、公設研究所、市町村、企業等を交えた産学公連携体制を構築し、共同研究、委託研究、研究会等の枠組みにより、財団又は外部機関において研究・試験を実施します。

### 2.外部機関の研究者による知的財産(財団が承継可能)

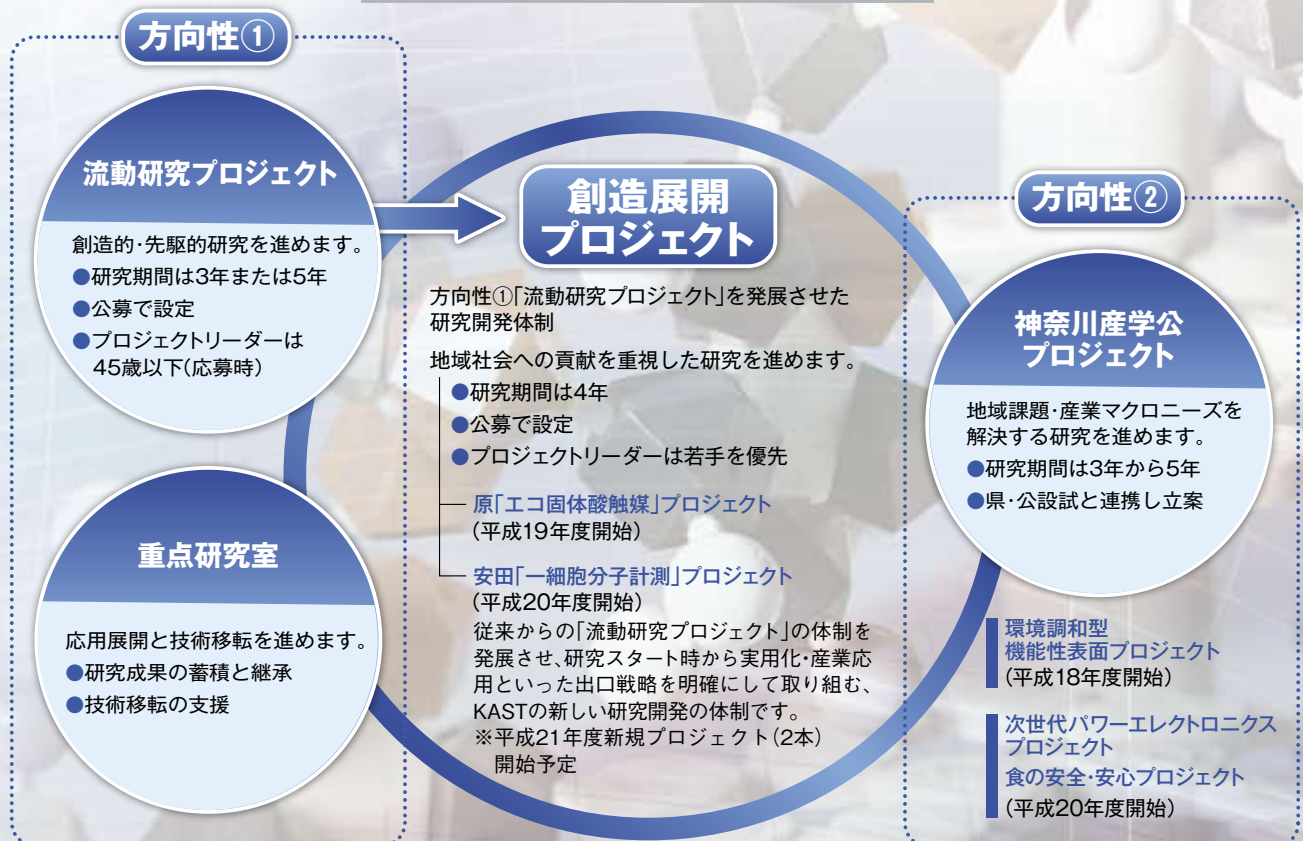
また、委託研究において外部機関の研究者によって創生された知的財産は、下記「④委託研究制度/2.受託者側に帰属」の考え方により取り扱う(原則受託者側帰属)。

この場合、財団は、外部機関が単独で保有又は財団と共有することとなった知的財産の技術移転、活用、普及等のための活動を行うことができるものとし、外部機関と協力してそのために必要な措置をとる。

### 1.財団の研究者等による知的財産(財団帰属)

その結果、財団の研究者によって創生された知的財産は、基本的に上記「①創造展開プロジェクト」の考え方により取り扱う(財団帰属)。

## イノベーションセンターの研究体制



## 4 共同研究制度(共同研究)

財団が主催する各種の研究・試験事業において、外部機関からの申込みにより財団が必要と認める場合は、財団は共同研究を実施することができます。

また、共同研究の相手方は、共同研究の推進のため財団が適当と認めるときは、その共同研究に関する契約に付帯して「⑥共同研究員制度」を利用することができます。その共同研究の結果、知的財産が創生された場合は、「①創造展開プロジェクト/3.大学、企業等との共同研究による知的財産」の考え方にに基づきその知的財産の帰属を決定します(創作者の所属機関に承継、通常共有)。

また財団は、個別に相手方共有者と協議の上、共有知的財産の取扱いについて定めるが、そのうち営利企業に「非独占的实施」を認めるときは下記1.、「独占的实施」を認めるときは下記2.の考え方を基本原則とします。

### 1.非独占的实施

財団は、相手方共有者が共有知的財産について、下記「2.独占的实施」を希望しない場合、又は財団が研究成果の普及の観点から独占的实施の扱いにすることが相応しくないと認める場合、次により非独占的实施を行うことを承諾する。

この場合、知的財産の共有者は共に必要な諸手続等を行い、原則として持分に応じた費用負担をして、その知的財産に係る出願、権利化、維持管理に務めるものとし、その事務の担当当事者を定める。その知的財産の保全、第三者による侵害等への対応については、共有者が別途協議して定める。また、その知的財産の創作者に対する実施補償等は、その者の知的財産の持分を承継した所属機関が行うが、自己に所属しない創作者の持分を譲り受けた機関がある場合は、契約によりその対価等を定めるものとする。

その知的財産についての第三者への実施許諾等は、原則として財団が行うものとし、相手方共有者は、特段の理由のない限りその許諾に同意するものとする。その結果、実施許諾等による収入を得た場合、財団は原則として共有者の持分に依りて分配する。

また、その企業が自ら実施をする場合には、財団が商業的な実

施をしない公益法人(非営利団体)であること、かつ、財団による知的財産創生に対する貢献に鑑み、その企業は財団の持分に依りた実施料に相当する金額を支払うものとする。

### 2.独占的实施

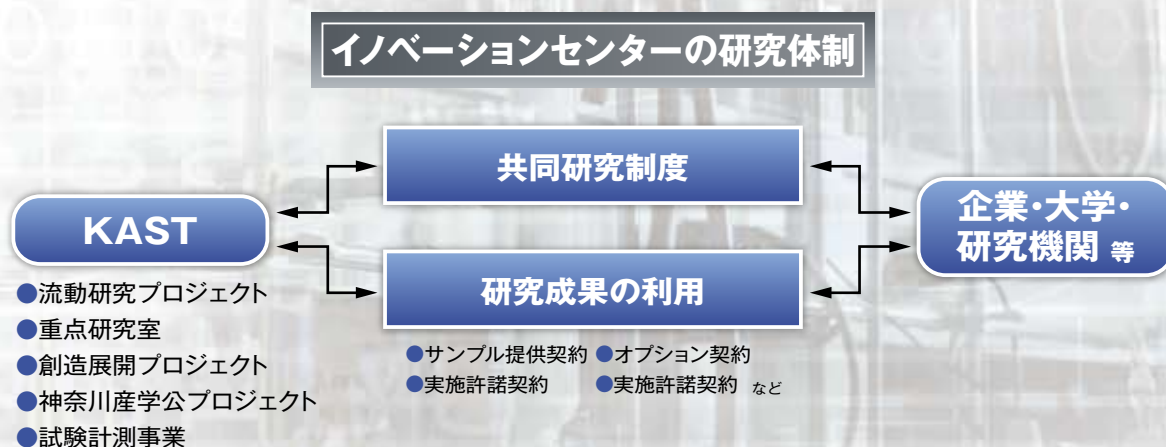
財団は、相手方共有者が共有知的財産について独占的实施を希望し、かつ、共有知的財産が属する分野、共有知的財産の性質その他の事情を十分考慮の上、研究成果の普及の観点から適当と認める場合は、原則として次により独占的实施を行うことを承諾する。

この場合、知的財産の共有者は共に必要な諸手続等を行い、その知的財産に係る出願、権利化、維持管理に務めるものとする。相手方共有者は、その事務を担当し、諸手続等に要する費用を負担する。その知的財産の保全、第三者による侵害等への対応については、共有者が協議の上定めるが、相手方共有者がその事務を担当し、これに要する費用を負担する。また、その知的財産の創作者に対する実施補償等は、前記「1.非独占的实施」と同様とする。

その知的財産についての第三者への実施許諾等は、相手方共有者が、財団に許諾先及び条件を通知の上これを行い、財団は、特別な理由のない限りこれに同意するものとする。その結果、実施許諾等による収入が得られた場合は、共有者の持分に依りて分配する。

また、その企業が自ら実施する場合には、前記「1.非独占的实施」の場合と同様に、財団の持分に依りた実施料に相当する金額を支払うものとする。

財団は、その独占的实施の期間について、共有知的財産が属する分野、その性質その他の事情を考慮の上適宜設定する。この場合、相手方共有者からの希望により適当と認められるときは延長することができ、また、比較的長い期間を設定するときは、一定の期間が経過するごとに実施等の状況を踏まえて、契約内容の見直しを行う。



## 5 派遣研究員制度(持分均等による共有)

財団は、地域の研究者に対する教育・研修のため、又は地域の大学、企業、団体等の外部機関との連携のため必要と認める場合は、その外部機関の研究者を派遣研究員として受け入れることができます。

その結果、派遣研究員によって創生された知的財産(共同創作のときはその者の持分に限る。)については、原則として財団が

承継するが、創作者の希望により持分均等による共有とすることができます。この場合、その共有知的財産は「④共同研究制度」の考え方により取り扱います。

なお、創作者に派遣元又は出向元機関等のあるときは、創作者の申し出によりその機関等が持分を承継することを認めます。

## 6 共同研究員制度(共同研究)

財団は、共同研究の相手方からの申込みにより、その共同研究の推進のため必要と認める場合は、上記「④共同研究制度」における共同研究に関する契約に付帯して、共同研究員を受け入れ

ることができます。

この場合、共同研究員によって創生された知的財産については、上記「④共同研究制度」の考え方により取り扱います。

## 7 研究協力員制度

財団は、地域において研究者を志す者に対する教育・研修のため、又は地域の大学等との連携のため必要と認める場合は、大学等に所属する学生、院生、博士取得後研究員その他これらに準ずる者を、研究協力員として受け入れることができます。

この場合、研究協力員によって創生された知的財産は、別段の定めのない限り、上記「①.創造展開プロジェクト/1.財団の研究者等による知的財産」の考え方により取り扱います。

## 8 受託研究制度

財団が主催する各種の研究・試験等の事業において、外部機関等からの申込みにより財団が適当と認める場合、又は財団が国等による競争的研究資金等の導入を必要と認める場合は、財団はその研究・試験の業務を受託することができます。その受託研究を実施した結果、知的財産が創生された場合は、その知的財産は原則として財団に帰属するものとします。

また、その知的財産が財団に所属する創作者のみによってな

された場合であっても、委託者の貢献に鑑み、財団は委託者の求めに応じ協議の上、その知的財産の一部を委託者に譲渡することができます。この場合、原則として委託者から財団の創作者に対して実施補償等が行われることを条件とします。

その結果、共有知的財産が創生された場合は、財団は、相手方共有者と協議してその取扱いを定めるが、上記「④共同研究制度」の考え方を基本原則とします。

## 9 委託研究制度

財団は、財団が主催する各種の研究・試験等の事業において、特に必要と認める場合、その事業に係る業務の全部又は一部を外部機関へ委託することができます。

この場合、その委託研究等の実施の結果、財団の研究者によらず外部機関(受託者)の研究者によって知的財産が創生されたときは、その委託を行った個々の事業・制度の趣旨を踏まえて、次の考え方によりこれを取り扱います。

### 1.受託者側と財団との共有

財団が外部機関に業務委託した結果創生された知的財産については、財団の提供した研究資源、原成果等による貢献が相当であると認められ、かつ、研究成果の展開・普及の観点から必要であると認める場合、財団はその研究成果に係る知的財産の一部を受託者側から譲り受けることができる。この場合、財団が譲り受けた知的財産は、財団の規程に準じて取り扱います。

その結果、共有した知的財産の取扱いは、上記「④共同研究制度」の考え方を基本原則とする。

### 2.受託者側に帰属

財団が外部機関に委託した研究・試験等の業務において得られる知的財産は、上記「1.受託者側と財団との共有」が適用されない場合、又はその他特段の取決めのない場合は、原則として受託者側に帰属する。この場合、受託者側は知的財産の創作が完成した時及びその出願時には財団に届け出るとともに、その知的財産に係る権利の設定登録時、実施・実施許諾時、処分前には財団に通知するものとする。

なお、外部機関がその知的財産に係る出願を希望せず、かつ、財団が研究成果の展開・普及の観点からその保全が必要と認めたときは、財団はその知的財産を譲り受けることができる。この場合、その知的財産は財団の規程に準じて取り扱う。

# 知的財産ポリシー

Intellectual Property Policy

平成19年8月29日 規程第3号

## 10 研究支援事業(委託研究)

本事業は、財団の主催する創造展開プロジェクトの候補となりうる外部機関の萌芽的研究に着目し、これを実施する若手研究者の所属機関に研究業務を委託することにより実施します。したがって、その結果創生された知的財産は、原則として「⑨委託研究制度/2.受託者側に帰属」の考え方により取り扱います。

ただしこの場合、財団は、その若手研究者が創造展開プロジェ

クトに採択されたときは、その知的財産を無償で実施することができるものとし、外部機関はこれに承諾するものとします。また、財団はその知的財産について、そのプロジェクトによる研究成果の円滑な技術移転、普及等を図るため、再実施許諾権付実施権の設定又は財団が指定する第三者への実施許諾等、外部機関の協力を得てそのために必要な措置をとります。

## 11 知的財産活用促進コーディネート事業(委託研究)

本事業は、財団が地域大学等との連携の一層の強化を図るため、公設研究所や市町村とも連携を図りながらコーディネート活動を展開し、実用化へ向けての支援が必要な大学等の有望な研究成果を発掘し、委託研究を通じて研究成果の育成と地域産業界への展開を促進することを目的としています。したがって、本事業実施の結果創生された知的財産は、原則として「⑨委託研

究制度/2.受託者側に帰属」の考え方により取り扱います。

財団は、上記の結果、外部機関が単独で保有又は財団と共有することとなった知的財産の技術移転、活用、普及等のための活動を行うことができるものとし、外部機関と協力してそのために必要な措置をとります。

## 12 中小企業連携促進事業(助成)

本事業は、財団が地域の中小企業等による所定事業の一部を助成することを通じて、オンリーワン技術等を有する地域の中小企業と大学、公設研究所、大企業等との技術連携を促進し、これら技術の高度化、適正化、ブラッシュアップ等により、新産業

の創生や中小企業の活性化支援を図ることを目的としています。したがって、本事業実施の結果創生された知的財産は、財団との間の技術提携等特段の定めのない限り、被助成者側に帰属します。

## 13 試験計測事業

### 1. 依頼試験

本事業は、地域における企業等、特に中小企業による「ものづくり」を試験分析を通じて支援することにより、地域産業の発展を図ることを目的とする。そこで本事業では、外部機関からの依頼により、財団の研究員等が機器を操作して試験・分析を行い、その測定データ等を依頼者に提供する。さらに依頼者の希望により、その解析やコメントの作成・提供も行うことができる。

本事業では基本的に依頼内容に従って試験分析を行うものであり、本事業実施の結果創生された知的財産は、依頼者側に帰属する。

### 2. 計測受託研究

本事業は、「⑧受託研究事業」と同様の趣旨を有しており、本事業の結果創生された知的財産は、同項の考え方により取り扱う。

### 3. 計測共同研究

本事業は、「④共同研究事業」と同様の趣旨を有しており、本事業の結果創生された知的財産は、同項の考え方により取り扱う。

### 4. 開放利用

本制度は、地域における企業等、特に中小企業による「ものづくり」を試験分析機器等の開放利用を通じて支援することにより、地域産業の発展を図ることを目的とする。したがって、研究・試験を主体的に行うのは機器等の利用者であり、本事業実施の結果創生された知的財産は、利用者側に帰属する。

## 研究支援事業の事業概要説明及び体系図

若手の優れた研究者に…

〈将来性の高い若手研究者への研究資金(大学等への委託研究)〉

### 研究支援事業

大学等で実施している研究の中で、将来KASTで実施する創造展開プロジェクトの候補となりうる萌芽的及び独創的研究を支援する事業です。KAST自らが発掘・選定し、将来への展開に向けて支援することを目的とします。



実用化に向けた大学での研究に…

### 〈実用化コーディネートと研究資金(大学への委託研究)〉 知的財産活用促進 コーディネート事業

大学等で行われている研究は、新しい原理の解明に関する基礎的なものが多いので、その研究成果を産業界へ技術移転し、社会へ還元するためには、再現性の確認やプロトタイプ製作といった段階を踏んで、企業が使えるものかどうかの評価ができるまで育てていく必要があります。

委託研究により大学等の研究成果を実用化に向けて育て、産業界への技術移転をコーディネートします。



企業で開発する段階なら…

〈技術連携による製品開発資金(助成金)〉

### 中小企業連携促進事業

オンリーワン技術を十分に発揮し、更なる技術力向上と売上増加を目指す中小企業を応援します。

他社の保有技術と自社技術を組み合わせようとしてもそのまま適用できないため追加開発が必要な場合、これまでと違った用途の開発及び商品のブラッシュアップをしようとする場合等、それらの課題解決を大手企業または大学や公設試験研究機関等との連携に求めている中小企業に1件100万円以内の助成をします。





財団法人 神奈川科学技術アカデミー  
イノベーションセンター知財戦略グループ

〒213-0012 川崎市高津区坂戸3-2-1 KSP西棟6階

Tel.044-819-2035 Fax.044-819-2026

<http://www.newkast.or.jp>

E-mail: [str@newkast.or.jp](mailto:str@newkast.or.jp)

本書の全部又は一部を無断で転載、複写等を行うことを固く禁じます。

